

【【電子申請の前に必ずお読みください！！】】

注意！！ 次の申請については、児童手当は支給されません。

ア 電子認証がエラーになった申請の場合(※1)

イ 申請者が請求者(受給者)ではない申請の場合

ウ 電子認証が請求者(受給者)のものではない場合

上記ア、イの場合、**申請者もしくは請求者(受給者)の本人確認資料(※)の提出**

上記ウの場合、**請求者(受給者)本人のマイナンバーカードを使用して再申請**が必要です。

※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号の記載のない面)等のうち、
どれか1種類の写し

資料提出がない場合には、本来、支給されるはずの児童手当が支給されないこととなりますので、十分に注意をして申請をお願いします。

資料の提出方法は、必要資料を添付したうえで、再度電子申請を行うか、郵送又は区役所窓口までご提出ください。

なお、本人確認資料の提出がない場合には、

既にしていただいた申請は却下となり、本市から児童手当が支給(増額)されることはありません。

(※1)「ア 電子認証がエラーになった申請の場合」の主な事例

電子申請について、マイナンバーカードに電子認証用の署名用電子証明書の情報が格納されていないために、電子申請がエラーとなるケースが発生しています。

詳細については、次の通りとなりますので、ご確認の上、電子申請のご利用をお願いいたします。

(1) マイナンバーカードには、所持している方の

①4情報(氏名、性別、住所、生年月日)と②電子認証用の署名用電子証明書の情報等が格納されています。

(2) 児童手当電子申請をするには、住所異動した方については、異動先の区役所戸籍課窓口で、上記②電子認証用の署名用電子証明書の情報を、新規に格納する手続きをする必要があります。

(3) 異動した際に、4情報のみの更新手続きで上記イの手続きをしていない場合、電子認証用の署名用電子証明書がマイナンバーカードに格納されていないため、児童手当の電子申請をすることが出来ません。

(4) なお、上記(2)の手続きをしてから、本電子申請システムに、電子認証用の署名用電子証明書の情報が反映されるまでに最長で2日間かかる場合がございます。

大変お手数ですが、手続きを終えた日から、2日目以降の電子申請をお願いいたします。

次面をご確認ください。

○各手続きについて

1 認定請求・現況届について

(1) 氏名、生年月日、住所の再確認(申請者(受給者)、配偶者、児童)

氏名、生年月日、住所を基に、システム端末により、申請者(受給者)の方を特定します。

記載に誤りがあると、対象者の特定が出来ず、改めて申請者(受給者)の方に確認の連絡をする場合がございます。(特に生年月日の記載誤りが多くなっています。)

そのため児童手当の支給が遅れる場合もあります。申請前に再度の確認をお願いします。

(2) 1月1日時点住所の再確認(申請者(受給者)、配偶者)

他都市への情報照会により、所得額等の確認をしています。住所地の記載に誤りがあると、本市での照会確認が行えず、改めて申請者(受給者)の方に確認の連絡をする場合がございます。そのため児童手当の支給が遅れる場合もあります。申請前に再度の確認をお願いします。

(3) 職業 公務員の方は必ず再確認(申請者(受給者)、配偶者)

公務員の方は、職場から支給される場合があります。職場に確認の上、申請をしてください。

申請者(受給者)の配偶者の方が公務員で、配偶者の方の所得額が申請者の方より高い場合には、本市から児童手当は支給されない場合があります。配偶者の方が、勤務先に児童手当の支給について確認の上、申請をしてください。申請前に再度の確認をお願いします。

2 額改定請求について

(1) 氏名、生年月日、住所の再確認(受給者、配偶者、児童)

氏名、生年月日、住所を基に、システム端末により、受給者の方を特定します。

記載に誤りがあると、対象者の特定が出来ず、改めて受給者の方に確認の連絡をする場合がございます。(特に生年月日の記載誤りが多くなっています。)

そのため児童手当の支給が遅れる場合もあります。申請前に再度の確認をお願いします。

3 現況届について

(1) 現況届については、現年度分(令和3年度分)と過年度分(令和2年度分・令和元年度分)がございます。

現年度分の現況届は令和3年度現況届になります。

それぞれ、支給対象となる期間は、次の通りとなります。

ア「令和3年度 現況届」現年度分 令和3年6月分～令和4年5月分支給の申請

イ「令和2年度 現況届」過年度分 令和2年6月分～令和3年5月分支給の申請

ウ「令和元年度 現況届」現年度分 令和元年6月分～令和2年5月分支給の申請

(2) 現況届を提出しないまま2年間経過すると、時効により児童手当の受給権が消滅します。

令和2年度 現況届は、令和4年 10月 15日まで

にご提出していただかないと、令和2年6月分以降の児童手当を支給することが出来なくなります。

令和元年度 現況届は、令和3年 10月 15日まで

にご提出していただかないと、令和元年6月分以降の児童手当を支給することが出来なくなります。

必ず、届け出をしてください。